

---

令和 2 年度  
(2020 年度)

事業概要

---

八王子市 市民活動推進部男女共同参画課

## 組織

- 1 . 組織 ..... P.2
- 2 . 職員定数（男女共同参画課） ..... P.2

## 男女共同参画センター

- 1 . 設置目的 ..... P.2
- 2 . 事業 ..... P.2
- 3 . 名称 ..... P.2
- 4 . 所在地等 ..... P.2
- 5 . 施設概要 ..... P.3
- 6 . 開設年月日 ..... P.4
- 7 . 開館時間及び休館日 ..... P.4
- 8 . 男女共同参画センター開催講座 ..... P.5
- 9 . 相談事業 ..... P.7
- 10 . ほっとタイムサービス ..... P.9
- 11 . 企画・集会スペース 利用状況 ..... P.9

## 男女共同参画施策事業

- 1 . 八王子市男女共同参画施策推進会議 ..... P.10
- 2 . 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議 ..... P.11
- 3 . 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援関係機関担当者会 ..... P.11
- 4 . 附属機関等の委員等への女性の参画状況 ..... P.12
- 5 . 男女共同参画情報紙「ぱれっと」第41号の発行 ..... P.12
- 6 . 第30回女と男のいきいきフォーラム八王子 ..... P.13
- 7 . 男女共同参画週間記念イベント開催 ..... P.14
- 8 . ドメスティック・バイオレンス被害者支援 ..... P.16

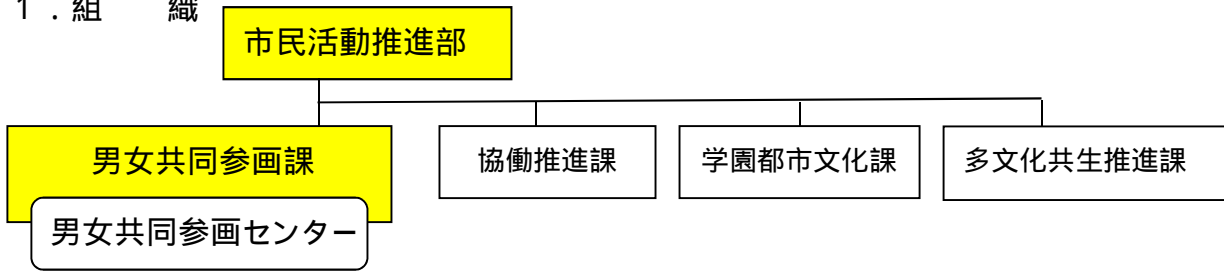
- 令和2年度（2020年度）予算・決算 ..... P.17

### < 参考資料 >

- ・ 八王子市クリエイトホール託児事業（ほっとタイムサービス）実施要綱
- ・ 八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱
- ・ 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議設置要綱
- ・ 八王子市附属機関等への女性の参画促進要綱
- ・ 「女と男のいきいきフォーラム八王子実行委員会」設置要綱

## 組織

### 1. 組織



### 2. 職員定数（男女共同参画課）

【令和3年(2021年)3月31日現在】

職 員	人 数	職 種
一 般 職 員	課 長	1
	主 査	2 事務職 2
	主 任	3 事務職 3
	課 員	1 事務職 1
会計年度任用職員	専 門 職	6 相談員 4 保育士 2
合 計	13	

## 男女共同参画センター

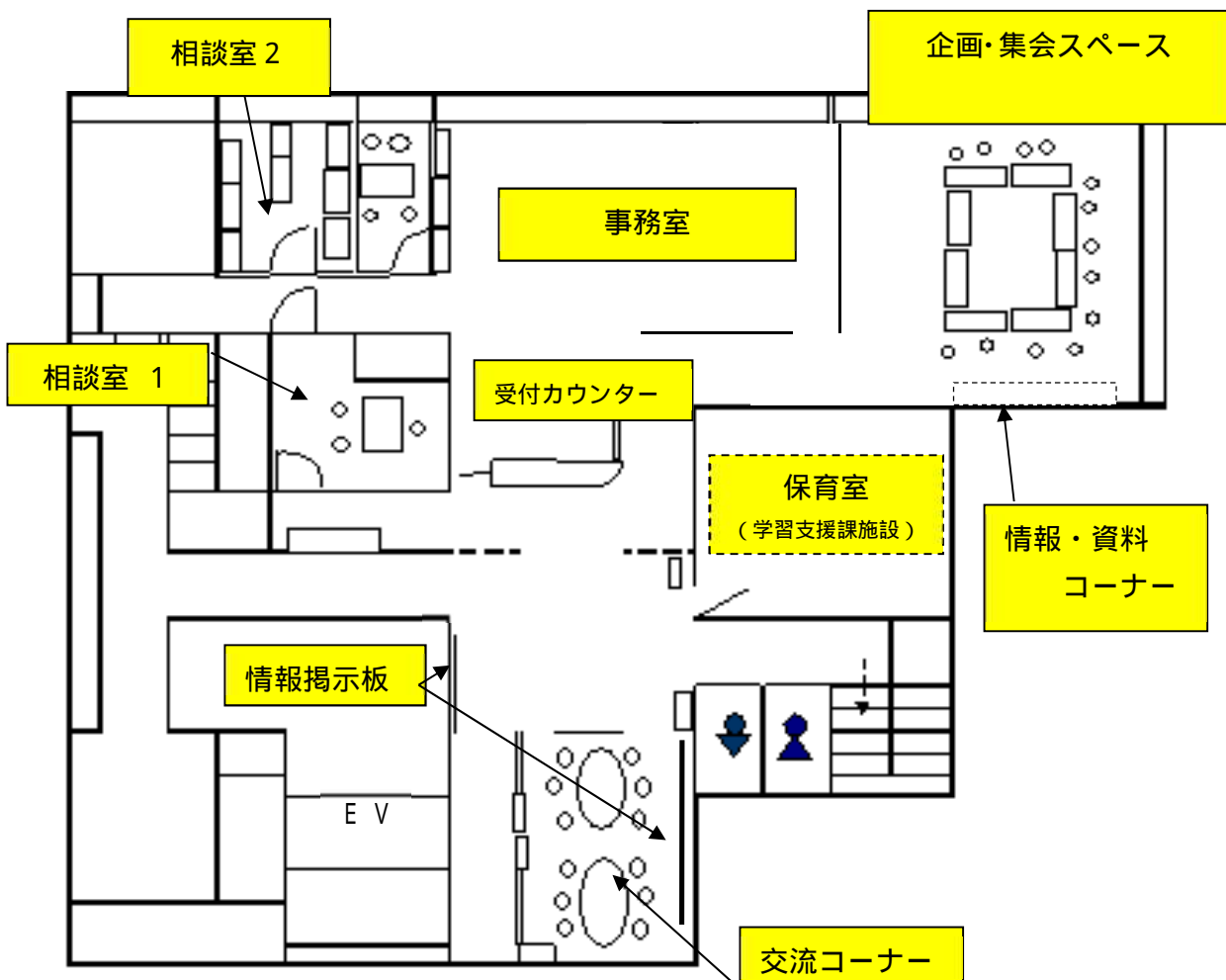
1. 設置目的 男女が互いに人権を尊重しあい、持っている力を発揮し、一人ひとりがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成を進める中で、男女それぞれが個性と能力を發揮できる社会の実現を目指す拠点とする。
2. 事業 男女共同参画社会の形成に関する情報を収集し、提供に関すること。  
男女共同参画社会の形成に関する意識啓発に関すること。  
男女共同参画社会の形成に関する学習の機会及び自主的な活動の場を提供すること。  
男女共同参画社会の形成に関する市民の交流及び支援に関すること。  
男女共同参画社会の形成に関する調査研究に関すること。  
男女共同参画社会の形成に関する相談に関すること。
3. 名 称 八王子市男女共同参画センター
4. 所在地等 〒192-0082  
八王子市東町5-6 クリエイトホール8階  
TEL：042-648-2230  
FAX：042-644-3910  
相談専用電話 042-648-2234  
LGBT 相談専用電話 042-648-2238

## 5 . 施設概要

( 1 ) 専用面積 1 3 2 . 4 3 m<sup>2</sup>

### ( 2 ) 施設内容

- 相談室 ( 2 室 ) . . . . . 女性のための相談、女性のためのカウンセリング、女性のための弁護士相談などを行う。
- 企画・集会スペース . . . . . 男女共同参画に関する活動をしている登録団体・グループの話し合いなどのスペースとして利用できる。( 要予約 )
- 情報・資料コーナー . . . . . 男女共同参画に関する図書など、行政資料を備えている。
- 交流コーナー . . . . . . . . . . . 市民が打ち合せや情報交換などに利用できる場所。そのほか、情報掲示板、各種資料配架、登録団体・グループ用のロッカーがある。



6 . 開設年月日

平成 1 5 年 ( 2003 年 ) 1 2 月 1 3 日

7 . 開館時間及び休館日

( 1 ) 開館時間	月 ~ 土曜日	9 : 0 0	~	1 9 : 0 0
	日曜日、祝・休日	9 : 0 0	~	1 7 : 0 0

( 2 ) 休 館 日 原則 毎月第 1 火曜日  
年末年始 ( 1 2 月 2 9 日 ~ 1 月 3 日 )

## 8. 男女共同参画センター 開催講座

### (1) 啓発講座

	講座名	講師(役職等)	開催日	回数	会場	参加者
1	【産業政策課との共催】 パートタイム就職支援セミナー	八王子しごと情報館職員 就職促進支援官 ほか	5/22	1	クリエイティブホール 視聴覚室	26
2	令和2年度男女雇用平等セミナー 「～2020年6月に「パワハラ防止法」が施行されました～ 働く人のための護身術！ハラスメント対処法」	笹山 尚人 氏(弁護士)	10/7 10/9	2	八王子労政会館	79
3	働く女性のためのストレスの処方箋	井口 和子 氏(株式会社プラスアルファ 代 表取締役)	11/14	1	クリエイティブホール 第7学習室	10
4	はちおうじ出前講座 語学ボランティア研修会	市 男女共同参画課職員	11/14	1	学園都市センター	20
5	「女性に対する暴力をなくす運動」講演会 心を磨く素敵なコミュニケーション	栗原 加代美 氏(NPO法人 女性・人権支援セ ンター ステップ 理事長) 塚本 忠行 氏(magical reading- Labo 代表)	11/28	1	クリエイティブホール 展示室	16
6	【子育て支援課との共催】 シングルマザーの子育てとお金のはなし	高橋 まどか 氏(ファイナンシャルプランナー)	12/5	1	クリエイティブホール 第2学習室	16
7	はちおうじ出前講座 「ドメスティック・バイオレンス(DV)、デートDVを理解するた めに」	市 男女共同参画課職員	12/9	1	八王子市立看護専門学 校	39
8	登録団体「チャレンジ企画」支援事業 パパと一緒に工作与昔遊びを楽しもう	男女共同参画センター登録団体「レクボラ NO.1」会員	12/26	1	クリエイティブホール レクリエーション室、保育 室	10
9	片付けパパ@から学ぶタイムマネジメントのヒント	大村 信夫 氏(整理収納アドバイザー1級) 宮本 大輝 氏(山梨学院大学非常勤講師)	1/23	1	クリエイティブホール 第2学習室、保育室	11
10	【学習支援課との共催】 女の子のためのココロとカラダのはなし	染矢 明日香 氏 (NPO法人ビルコン 代表) 宮本 大輝 氏 (山梨学院大学非常勤講師)	1/30	1	クリエイティブホール 第2学習室、保育室	24
11	女性のためのプチ起業入門	中島 智美 氏(CFP@、起業アドバイザー)	2/8 2/15	2	クリエイティブホール 試食コーナー	20
12	【学習支援課との共催】 子育てママのためのアンガーマネジメント	鈴木 知美 氏(アンガーマネジメントファシリ テーター)	2/10 2/17 2/24	3	クリエイティブホール 第2学習室	42
13	【大横保健福祉センター、学習支援課との共催】 女性のためのフレッシュアップ講座	市職員 氏(保健師・管理栄養士) 伊東 純子 氏(IFA認定セラピスト)	3/4 3/11	2	クリエイティブホール 第2学習室、第7学習 室、保育室	20
14	DV被害者サポートに関わる窓口職員・ 関連職場職員研修 DV・デートDVの二次加害を防ぐために	梅沢 恵津子 氏(社会福祉士・精神保健福祉 士) 山口 順子 氏(公認心理師・臨床心理士)	3/12	1	市役所職員会館	30
15	【防災課との共催】 知っておきたい災害時のトイレのはなし	加藤 篤 氏(NPO法人日本トイレ研究所 代 表) 宮本 大輝 氏(山梨学院大学非常勤講師)	3/24	1	南大沢市民センター 会議室1	22
合 計				20		385

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から 20 講座を中止とした。

(2) DV被害者支援講座

講座名	講師（役職等）	開催日
【第1回】 「弁護士に聞きたい！DVからワタシを守る 法律知識とグループ相談会」	露木 肇子 氏 （弁護士）	9月30日
【第2回】 「色を味方にして私が大切にしている価値 観を発見」	みのあ 氏 （心理カウンセラー・ 夫婦カウンセラー）	11月19日
【第3回】 「私の気持ちを伝えるトレーニング」	山口 順子 氏 （公認心理師・臨床心 理士）	1月29日

## 9 . 相談事業

### ( 1 ) 女性のための相談

相談は、 ~ は面接及び電話相談。 は電話相談。

相談員は全て女性。全ての相談に託児（満1歳～6歳・未就学児）がある。

~ の専門相談について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から4月～6月は面接相談を中止し電話相談のみで実施、7月以降は面接相談と電話相談の選択により対応。

女性のための相談  
毎週木曜日  
〔家事事件に詳しい専門相談員が対応〕  
午後1時～4時  
(祝・休日、年末年始を除く)

女性のためのカウンセリング  
毎週水・土曜日  
毎月第2・第3金曜日  
毎月第4月曜日  
〔心理カウンセラーが対応〕  
午前9時～正午  
午後4時～7時  
午後1時～4時  
(祝・休日、年末年始を除く)

女性のための弁護士相談  
毎月第4土曜日  
〔弁護士が対応〕  
午後2時～5時

女性のための総合相談  
月～土曜日  
日曜日、祝・休日、休館日  
〔男女共同参画センター相談員が対応〕  
午前9時～午後7時  
午前9時～午後5時  
(年末年始を除く)

### 実施状況

( 単位 : 件 )

種類 相談	相談内容の内訳(主訴)								計	うち、DV
	人生	家族	夫婦	男女	対人	セクハラ	健康	住基支援		
女性のための相談	0	3	87	0	0	0	0	0	90	51
女性のためのカウンセリング	66	52	118	0	17	0	36	0	289	86
女性のための弁護士相談	2	4	28	2	2	0	0	0	38	10
女性のための総合相談 (電話)	1,149	333	660	180	426	2	340	8	3,098	400
計	1,217	392	893	182	445	2	376	8	3,515	547

メール 15

件数合計 3,530



～ の専門相談における件数と電話相談率

	専門相談															
	女性のための相談				女性のためのカウンセリング				女性のための弁護士相談				合計			
	面談	電話	合計	電話率	面談	電話	合計	電話率	面談	電話	合計	電話率	面談	電話	合計	電話率
4月	0	2	2	100.0%	0	4	4	100.0%	0	12	12	100.0%	0	18	18	100.0%
5月	0	5	5	100.0%	0	5	5	100.0%	0	18	18	100.0%	0	28	28	100.0%
6月	0	6	6	100.0%	0	2	2	100.0%	0	23	23	100.0%	0	31	31	100.0%
7月	4	3	7	42.9%	5	0	5	0.0%	22	12	34	35.3%	31	15	46	32.6%
8月	7	2	9	22.2%	3	1	4	25.0%	14	10	24	41.7%	24	13	37	35.1%
9月	7	1	8	12.5%	2	0	2	0.0%	21	8	29	27.6%	30	9	39	23.1%
10月	5	2	7	28.6%	3	0	3	0.0%	23	4	27	14.8%	31	6	37	16.2%
11月	6	1	7	14.3%	3	0	3	0.0%	24	1	25	4.0%	33	2	35	5.7%
12月	5	1	6	16.7%	3	0	3	0.0%	22	2	24	8.3%	30	3	33	9.1%
1月	7	1	8	12.5%	1	0	1	0.0%	17	3	20	15.0%	25	4	29	13.8%
2月	9	1	10	10.0%	2	0	2	0.0%	19	5	24	20.8%	30	6	36	16.7%
3月	13	2	15	13.3%	4	0	4	0.0%	23	6	29	20.7%	40	8	48	16.7%
計	63	27	90	30.0%	26	12	38	31.6%	185	104	289	36.0%	274	143	417	34.3%

4月～6月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から電話相談のみ

(2) LGBT電話相談

相談は、性的指向・性自認等に詳しい専門相談員が対応

奇数月の第4水曜日

午後3時30分～午後6時30分

実施状況

(単位：件)

5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
3	1	3	3	2	2	14

## 10. ほっとタイムサービス

- (1) 概要・・・クリエイトホール内の生涯学習センター、生涯学習センター図書館、消費生活センター、男女共同参画センターを利用して学習活動をされる方、また八王子しごと情報館で求職活動をされる方のための無料の託児サービス。利用者は事前に登録の上、利用日2日前までに電話または窓口で予約する。
- (2) 実施日・・・毎週日・月・火・水・金・土曜日の午前9時～12時  
毎週木曜日の午後1時～5時
- (3) 託児対象・・・満1歳～6歳（未就学児）
- (4) 実施状況・・・実施回数 101回
- (5) 利用者数・・・136人（延利用人数） 159人（延託児人数）

### 施設別託児数

（単位：人）

図書館	生涯学習センター	消費生活センター	男女共同参画センター			
			センター事業	企画・集会スペース	相談	しごと情報館
144	5	0	3	0	1	6

### 年齢別託児数

（単位：人）

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
100	13	26	3	2	15

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から4月から6月は託児サービス休止とした。

## 11. 企画・集会スペース 利用状況

利用内容	延利用団体数	延利用人数
男女共同参画センター登録団体・グループ等活動	28	115

## 男女共同参画施策事業

### 1. 八王子市男女共同参画施策推進会議

#### (1) 目的

八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図る。

(平成16年(2004年)9月設置)

#### (2) 令和2年度(2020年度)開催経過

回数	年月日	議題
第1回	令和2年 6月29日 (月)	(1)「男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改定版」 令和元年度(2019年度)の取組に関する評価について (2)めざす姿1~3の評価 (3)その他 書面開催
第2回	令和2年 7月31日 (金)	(1)めざす姿1~3にかかわる評価理由に対する意見について (2)その他 書面開催
第3回	令和3年 1月15日 (金)	(1)(仮称)八王子市男女共同参画推進条例の制定及び制定方針について (2)検討会の設置について (3)その他 ウェブ会議

#### (3) 参加者名簿 (五十音順・敬称略・座長)

氏名	分野	選出又は肩書
飯田 いずみ	労政	東京都労働相談情報センター八王子事務所長
石川 茂子	市民	公募市民
伊藤 セツ	市民	公募市民
江原 由美子	学識経験者	横浜国立大学 教授
北山 信子	市民	公募市民
島崎 誠	地域	八王子市民生委員児童委員協議会
清水 弘美	教育	八王子市公立小学校長会
野崎 忠行	地域	八王子市町会自治会連合会
細江 祐子	事業者	(株)シナリーコンチェルト 代表取締役

## 2. 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議

### (1) 目的

ドメスティック・バイオレンス(DV)被害の防止及びDV被害者の早期発見と保護に関して関係機関との情報共有を図る。(平成16年(2004年)7月設置)

### (2) 令和2年度(2020年度)開催経過

年月日	議 題
令和2年 7月9日(木)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から連絡会議の開催を中止とした。

## 3. 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援関係機関担当者会

### (1) 令和2年度(2020年度)開催経過

回数	年月日	目 的
第1回 (書面開催)	令和3年 3月16日 (火)	(1) 各関係機関に対し、対応事例の作成を依頼し、各機関で生じているDV被害の現状の把握と、被害者に対する具体的な支援方法について、関係機関相互において理解を深め、情報の共有を図る。 (2) 収集した対応事例を関係機関間で共有し、DV被害者の対応時に活用し、関係機関相互の連携及び支援の強化に繋げる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面による開催方法に変更した。

#### 4. 附属機関等の委員等への女性の参画状況

附属機関等総数：125 件（うち、女性を含む数 99 件）

【令和3年(2021年)3月31日現在】

委員等総数	うち、女性数	参画率	前年度実績	対前年度比
1,928 人	655 人	34.0%	34.3%	0.3 ポイント減

#### 5. 男女共同参画情報紙「ぱれっと」第41号の発行

(1) 発行年月日 令和3年(2021年)1月15日

(2) 内 容 特集 子育ても仕事もワイルドに楽しもう！  
・インタビュー スギちゃん(タレント)



バラエティー番組などで活躍する傍ら、2人のお子さんを持つパパとしてイクメンぶりが話題のスギちゃん。

男性の家事や子育てを応援するため、八王子市のブランドメッセージ「あなたのみちを、あるけるまち。八王子」につなげて、スギちゃんがあるく「パパのみち」から子育てを楽しむヒントなどを取材。

「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）」について

育児・介護休業法施行規則等の改正ポイントの周知

コロナ禍の「家事・育児」に対する意識の変化

(3) 発行部数 284,505部

(4) 配 布 広報はちおうじ1月15日号への折込による各戸配布、関連する都内外区市町村等

## 6 . 第 3 0 回 女と男のいきいきフォーラム八王子

- ( 1 ) 目 的 男女共同参画について市民がともに考え、また、市民相互の交流の機会と場を提供する。
- ( 2 ) テ ー マ 新しい日常でつくる よりよい関係  
～これからの私たちにできること～
- ( 3 ) 日 時 令和 3 年 ( 2021 年 ) 2 月 27 日 ( 土 )
- ( 4 ) 場 所 クリエイトホール
- ( 5 ) 内 容 映画会 「 S I N G / シング」  
企画講座  
「女性のための、アフターコロナの働き方とお金の心配解決講座」  
企画：多摩らいふサポート  
  
「コロナ禍のなかで家族であることを考える  
- 子・母・父・夫・妻の存在と関係について - 」  
企画：八王子手をつなぐ女性の会

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

## 7. 男女共同参画週間（6月23日～29日）記念イベント開催

### （1）講演会

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年開催している講演会の実施は見合わせることにし、新たに河川情報表示板への周知記事掲載及び市内各施設での内閣府ポスター掲示を実施することで、広く市民に男女共同参画についての意識啓発を図った。

### （2）セミナー

「令和2年度男女雇用平等セミナー」

日 程：令和2年(2020年)10月7(水)・9日(金)

場 所：東京都八王子労政会館

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催時期を変更

### （3）パネル展示

期 間：令和2年(2020年)6月23日～6月29日

場 所：クリエイイトホール エントランス

男女共同参画週間内閣府作成ポスター

男女共同参画社会について

男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版の紹介

男女が共に生きるまち八王子プラン めざす姿1

男女が共に生きるまち八王子プラン めざす姿2

男女が共に生きるまち八王子プラン めざす姿3

### （4）周知記事等掲載

男女共同参画週間内閣府作成ポスター掲示 市内各施設

令和2年(2020年)6月～7月

男女共同参画週間周知記事、ポスター掲載 JR 八王子駅北口河川情報掲示板

令和2年(2020年)6月23日～6月29日

男女共同参画週間周知記事、ポスター掲載 八王子駅北口地下自由通路

令和2年(2020年)6月1日～6月31日

男女共同参画週間周知記事、ポスター掲載 はちバス車内（2台）

令和2年(2020年)6月1日～6月31日

### （5）図書展示

「男女共同参画」についての分かりやすい資料と図書の紹介

令和2年(2020年)6月15日～6月30日 川口図書館

図書館ホームページの「おすすめ」ページで公開 図書館部

「男女共同参画週間内閣府作成ポスター」

そのか  
いい人生は、  
いい時間の使い方なんだ。

ワクワク・ライフ・バランス

6月23日(火)～29日(月)

令和2年度  
男女共同参画週間

内閣府男女共同参画局 ホームページ  
<http://www.gender.go.jp/>

男女共同参画局 Facebook  
<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku/>

パネル展示





## 8 . ドメスティック・バイオレンス被害者支援

### D V被害者サポートに関わる職員・関連職場職員研修

テ　　マ	DV・デートDVの二次加害を防ぐために
開　催　日	令和3年(2021年)3月12日(金)
場　　所	市役所　職員会館　第2会議室及び第3会議室
講　　師	パープル・カンパニー共同代表 梅沢　恵津子　氏(社会福祉士・精神保健福祉士) 山口　順子　氏(公認心理師・臨床心理士)
対　　象	D V被害者サポートに関わる市役所職員及び関連職場職員
参加者数	30名

今年度は二次加害の防止に加え、職員が被害者から被害内容を聞くことで同様に傷つく二次受傷の予防を目的とし、窓口職員のケアについて実施した。また、受講対象には窓口を担当する会計年度任用職員も加えた。

## 令和2年度(2020年度)予算・決算

(単位：円)

事業名	当初予算額	流用増減	予算現額	決算額
男女共同参画センターの運営	22,812,000	0	22,812,000	21,111,642
(仮称)男女共同参画推進条例の制定	135,000	0	135,000	117,500
男女共同参画センター講座開催	1,047,000	0	1,047,000	317,100
女性のための相談開催	2,514,000	0	2,514,000	2,364,000
男女共同参画の啓発 フォーラム開催	289,000	0	289,000	0
男女共同参画の啓発 ぱれっと作成	1,372,000	0	1,372,000	721,046
男女共同参画の推進 DV被害者支援	449,000	0	449,000	250,510
男女共同参画の推進 デートDV防止の啓発	500,000	0	500,000	0
計	29,118,000	0	29,118,000	24,881,798

# 參考資料

## 八王子市クリエイトホール託児事業(ほっとタイムサービス)実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、八王子市クリエイトホール内の生涯学習センター図書館、生涯学習センター、消費生活センター及び男女共同参画センターを利用して学習活動等を行う市民等を支援するため、子どもの一時的預りを実施し、学習機会等をより多く確保することにより、特に女性の社会的な活動の推進を図ることを目的とする。

### (実施日時)

第2条 託児実施日時は、次のとおりとする。ただし、市主催事業や工事・保守点検等により保育室が使用できない場合には、当該事業は実施しないものとする。

- (1)日・月・火・水・金・土曜日は午前9時から正午まで
- (2)木曜日は午後1時から午後5時まで

### (対象)

第3条 対象者は、生涯学習センター図書館、生涯学習センター、消費生活センター及び男女共同参画センターを学習活動等の目的に利用する者の満1歳から小学校入学前までの子どもとする。

### (費用)

第4条 男女共同参画施策を推進するための啓発及び子育て時期の市民等の社会参画を支援するための事業であることを考慮し、利用料は無料とする。

### (実施方法)

第5条 この事業は、次のとおり実施する。

- (1) 託児の定員は、概ね15名とする。
- (2) 保育士等の配置は、原則として、子ども4名に対し1名とする。なお、子どもの年齢、環境等により考慮する。
- (3) 利用にあたっては、事前に登録書(第1号様式)に登録をしたうえで、原則予約制とする。
- (4) 託児の状況については、託児日誌(第2号様式)、申込表(第3号様式)で記録をする。

2 利用手順は次のとおりとする。

- (1) 生涯学習センター図書館の利用者の託児について

ア 利用者は事前に対象の子どもの登録を直接又は電子媒体にて行う。なお、登録手続・事務は男女共同参画センターで行う。

イ 利用にあたっては原則として、利用予定日の2ヵ月前の月の初日から利用予定日の2日前までに、男女共同参画センターへ直接又は電話で申し込む。

ウ 利用者は、利用の際に男女共同参画センターで利用票(第4号様式の1)に記入した後、保育室へ子どもを預ける。

エ 利用者は、図書館各階フロアのカウンターに利用票を提出する。

オ 図書館職員は、同カウンターで利用票を受け取り、主に利用するコーナーを確認し確認印を押す。また、緊急時には利用者の呼び出しを行う。

カ 利用者は、図書館利用終了後に同カウンターで利用票を受け取る。

キ 利用者は、利用票を保育室へ提出し子どもを引き取る。

(2) 生涯学習センター利用者の託児について

- ア 利用者は事前に対象の子どもの登録を直接又は電子媒体にて行う。なお、登録手続・事務は男女共同参画センターで行う。
- イ 利用にあたっては原則として、利用予定日の2ヵ月前の月の初日から利用予定日の2日前までに、男女共同参画センターへ直接又は電話で申し込む。
- ウ 利用者は、利用の際に男女共同参画センターで利用票(第4号様式の1)に記入した後、保育室へ子どもを預ける。
- エ 利用者は、学習室等の利用終了後に利用票を男女共同参画センターで受け取る。
- オ 利用者は、利用票を保育室へ提出し子どもを引き取る。

(3) 消費生活センター利用者の託児について

- ア 利用者は事前に対象の子どもの登録を直接又は電子媒体にて行う。なお、登録手続・事務は男女共同参画センターで行う。
- イ 利用にあたっては原則として、利用予定日の2ヵ月前の月の初日から利用予定日の2日前までに、男女共同参画センターへ直接又は電話で申し込む。
- ウ 利用者は、利用の際に男女共同参画センターで利用票(第4号様式の1)に記入した後、保育室へ子どもを預ける。
- エ 利用者は、学習室等の利用終了後に利用票を男女共同参画センターで受け取る。
- オ 利用者は、利用票を保育室へ提出し子どもを引き取る。

(4) 男女共同参画センター利用者の託児について

- ア 利用者は事前に対象の子どもの登録を直接又は電子媒体にて行う。なお、登録手続・事務は男女共同参画センターで行う。
- イ 利用にあたっては原則として、利用予定日の2ヵ月前の月の初日から利用予定日の2日前までに、男女共同参画センターへ直接又は電話で申し込む。
- ウ 利用者は、利用の際に男女共同参画センターで利用票(第4号様式の1又は2)に記入した後、保育室へ子どもを預ける。
- エ 利用者は、男女共同参画センター及び学習室等の利用終了後に利用票を同センター又は利用先で受け取る。
- オ 利用者は、利用票を保育室へ提出し子どもを引き取る。

(役割分担)

第6条 八王子市クリエイトホール託児事業(ほっとタイムサービス)は、男女共同参画センター、学習支援課及び生涯学習センター図書館の三課共催事業とし、役割分担については次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画センター 利用者登録、利用受付、保育士の任用・配置、保育士賃金の確保・支出、その他運営全般
- (2) 学習支援課 保育室の確保、施設利用者への周知
- (3) 生涯学習センター図書館及び消費生活センター 施設利用者への周知

(その他)

第7条 利用にあたっての細則は、別途定める。

附 則

この要綱は平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成31年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和2年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進について、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、八王子市男女共同参画施策推進会議(以下「会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (意見を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の策定及び見直しに関する事項
- (2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗状況の評価に関する事項
- (3) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

### (参加者)

第3条 会議の参加者は、地域、労政、教育などの学識を有する者6名以内、及び公募等による市民4名以内、合計10名以内をもって構成する。

### (会議への参加の期間)

第4条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年以内とする。

### (座長)

第5条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

### (意見の聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めたときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において行う。

### (補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。



# 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議設置要綱

(平成 16 年 7 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。))第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。)を防止し、その被害者(法第 1 条第 2 項に規定する被害者をいう。以下同じ。)を保護するため、関係機関が協力し、市民の生命又は身体の安全の確保及び、安定した生活を守ることを目的として八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) ドメスティック・バイオレンス被害者及びその家族の生命又は身体の安全の確保及び安定した生活を支援するために必要な関係機関の連絡調整

(2) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第 3 条 連絡会議の参加者は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

(参加者の参加期間)

第 4 条 参加者に参加を依頼する期間は、2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(意見聴取等)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(関係機関担当者会)

第 6 条 連絡会議に八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援関係機関担当者会(以下「関係機関担当者会」という。)を置く。

2 関係機関担当者会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 市内におけるドメスティック・バイオレンスの現状把握

(2) 関係機関相互の情報の共有化と意見交換

3 関係機関担当者会の組織は、別表 2 に掲げる者をもって構成する。

(事務局)

第 7 条 連絡会議及び関係機関担当者会の事務局は、市民活動推進部男女共同参画課とする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 21 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

八王子市ドメスティック・バイオレンス  
被害者支援連絡会議参加者

所属・勤務先及び役職
警視庁 八王子警察署 生活安全課長
警視庁 高尾警察署 生活安全課長
警視庁 南大沢警察署 生活安全課長
東京法務局 八王子支局 総務課長
東京都 女性相談センター 多摩支所長
八王子市私立幼稚園協会を代表する者
八王子市私立保育園協会を代表する者
八王子市公立小学校長会を代表する者
八王子市公立中学校長会を代表する者
弁護士
八王子市医師会を代表する者
八王子市医師会（救急医療機関）を代表する者
八王子市 民生委員・児童委員
学識経験者
民間団体を代表する者
市民活動推進部 男女共同参画課長
市民部 市民課長
福祉部 生活自立支援課長
医療保険部 大横保健福祉センター館長
医療保険部 東浅川保健福祉センター館長
医療保険部 南大沢保健福祉センター館長
健康部 保健対策課長
子ども家庭部 子育て支援課長
子ども家庭部 子ども家庭支援センター館長

別表 2

八王子市ドメスティック・バイオレンス  
被害者支援関係機関担当者会組織

所属・勤務先
警視庁八王子警察署生活安全課
警視庁高尾警察署生活安全課
警視庁南大沢警察署生活安全課
東京法務局八王子支局総務課
東京都八王子児童相談所
東京都女性相談センター多摩支所
母子生活支援施設リフレここのえ
市民活動推進部 多文化共生推進課
市民活動推進部 男女共同参画課
市民部 市民生活課
市民部 市民課
福祉部 高齢者福祉課
福祉部 障害者福祉課
福祉部 生活自立支援課
医療保険部 保険年金課
医療保険部 大横保健福祉センター
医療保険部 東浅川保健福祉センター
医療保険部 南大沢保健福祉センター
健康部 保健対策課
子ども家庭部 子育て支援課
子ども家庭部 子ども家庭支援センター
まちなみ整備部 住宅政策課
学校教育部 教育支援課

# 八王子市附属機関等への女性の参画促進要綱

平成 13 年 5 月 1 日施行

## (目的)

第 1 条 この要綱は、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改定版」(以下「計画」という。)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の意見を政策の立案及び決定過程の場に反映させるため、八王子市が設置する附属機関等の委員及び参加者(以下「委員等」という。)への女性の参画を積極的に促進することを目的とする。

## (対象)

第 2 条 この要綱において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

### (1) 附属機関

地方自治法第 138 条の 4 の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

### (2) 懇談会等

各所管課が所掌する施策等に資することを目的に、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から意見聴取又は意見交換の場として要綱、規約等により本市が開催する会合をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの

イベント等の実施を目的に組織するもの

本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの

その他、本要綱の対象として適当でないもの

## (目標)

第 3 条 附属機関等の委員等に占める女性の割合については、平成35年度までに50パーセントとすることを目標とする。

## (計画の推進)

第 4 条 附属機関等の事務局を所管する部等の長(以下「所管部長等」という。)は、その所管に属する附属機関等の委員等の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、積極的な取組に努めるものとする。

(1) 女性を必ず選任する。

(2) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を要請する。

(3) 女性が参加しやすくなるよう、開催日時・場所への配慮、託児サービスの実施などに努める。

(4) その他、附属機関等に女性の参画を促進するために必要な方法の検討を行う。

## (事前協議)

第 5 条 所管部長等は、その所管に属する附属機関等の委員等の選任に当たっては、第 3 条に掲げる目標を達成するため、委員等が確定する前に、この要綱に定める「附属機関等の委員等の選任に関する協議書」(様式第 1 号)に基づき、市民活動推進部長と事前協議を行うものとする。

2 市民活動推進部長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該所管部長等に通知するものとする。

(女性の参画推進計画の作成)

第6条 附属機関等の事務局の所管部長等は、女性の割合が50パーセントに達しない場合、この要綱に定める「附属機関等への女性の参画促進計画書」(様式第2号)を作成し、市民活動推進部長に提出するものとする。

(情報の収集と提供)

第7条 男女共同参画課長は、附属機関等の委員等への女性候補者に関する人材情報を収集し、附属機関等の事務局を所管する課等の長(以下「所管課長等」という。)への情報提供に努めるものとする。

(報告)

第8条 所管課長等は、毎年4月30日までに、前年度の附属機関等の委員等に占める女性の状況を調べ、男女共同参画課長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 「女と男のいきいきフォーラム八王子実行委員会」設置要綱

### （目的）

第1条 八王子市が行う「女と男のいきいきフォーラム八王子」(以下「フォーラム」という。)の効率的な運営と事業の円滑化を図るため、「女と男のいきいきフォーラム八王子実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を設置する。

### （所掌事項）

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) フォーラムの企画、運営に関すること。
- (2) その他フォーラムに必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 実行委員会は、市民から公募した委員15人以内をもって組織する。

- 2 実行委員会に委員長1名を置く。
- 3 実行委員会に副委員長を置くことができる。
- 4 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

### （任期）

第4条 実行委員は毎年度公募により選出し、その任期は実行委員を依頼した年度末までとする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員長は会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### （会議）

第6条 実行委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

### （庶務）

第7条 実行委員会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は平成13年4月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成15年8月18日から施行する。

# 八王子市男女共同参画都市宣言

わたくしたちは、人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし、ここに八王子市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1．わたくしたちは、男女がお互いに尊重し合えるまちをつくり  
ます。
- 1．わたくしたちは、あらゆる分野に男女が平等に参画できるま  
ちをつくります。
- 1．わたくしたちは、家庭・地域・職場で男女がともに責任をに  
ない、いきいきと働けるまちをつくります。
- 1．わたくしたちは、男女がともに健康で安心して生活できるま  
ちをつくります。

平成11年12月6日

八王子市

あなたのみちを、  
あるけるまち。  **八王子**

〔発行〕八王子市 市民活動推進部 男女共同参画課  
(八王子市男女共同参画センター)

令和3年(2021年)9月

〒192-0082

八王子市東町 5-6 クリエイトホール 8 階

電話：042-648-2230

FAX：042-644-3910